

修正合算番号単価の算定

(1) R7. 7～12月の間の要徴収負担金額の算出 ($A - B - C = D$)

A 徴収すべき負担金総額 ●補てん対象額 6,367,363,695円 + ●支援機関事務費 50,144,947円 = 合計 6,417,508,642円	B 前年度過不足額 ▲729,397,526円	C R7.1～6月 (算定月)間の徴収予定額 ①R7.1月分 493,686,090円 ②R7.2～6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 2,463,975,042円 (2円×1,231,987,521番号)	D R7.7～12月 (算定月)間の徴収すべき予定額 4,189,245,036円
--	-----------------------------------	--	--

(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 ($D \div E = F$)

D R7.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 4,189,245,036円	=	F 修正合算番号単価 2.85…円
E 修正番号単価の適用を開始する 7月から12月までの予測算定対象 電気通信番号の総数の合計 1,469,657,119番号		↓ 3円 ※

※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、
整数未満を四捨五入とした

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) R7.7～12月の間で徴収すべき額を算出 (A東－B東－C東＝D東)

A東 徴収すべき 第一種負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 R7.1～6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 R7.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 3,830,777,793円 + ●支援機関事務費 30,168,553円 = 合計 3,860,946,346円	▲436,856,284円	①R7.1月分 297,014,870円 ②R7.2～6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,482,393,863円 (1.20325396円 × 1,231,987,521番号)	2,518,393,897円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R7.7～12月の間で徴収すべき総額(D東とD西の合計額)で除する。(F×D東÷D＝NTT東日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	D東 R7.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	D (D東+D西) R7.7～12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円	2,518,393,897円	4,189,245,036円

＝ 1. 80347094 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) R7. 7～12月の間で徴収すべき額を算出 (A西－B西－C西＝D西)

A西 徴収すべき 第一種負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 R7.1～6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 R7.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,536,585,902円 + ●支援機関事務費 19,976,394円 = 合計 2,556,562,296円	▲292,541,242円	① R7.1月分 196,671,220円 ② R7.2～6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 981,581,179円 (0.79674604円 × 1,231,987,521番号)	1,670,851,139円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R7. 7～12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。 ($F \times D西 \div D = NTT西日本修正番号単価$)

F 修正合算 番号単価	D西 R7.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	D (D東+D西) R7.7～12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円	1,670,851,139円	4,189,245,036円

= 1. 19652906 円